

第 2 次 山 口 県 犯 罪 被 害 者 等 支 援 推 進 計 画

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

2 計画の根拠と位置付け

山口県犯罪被害者等支援条例を根拠に策定
国の「犯罪被害者等基本計画」を反映

3 計画の期間

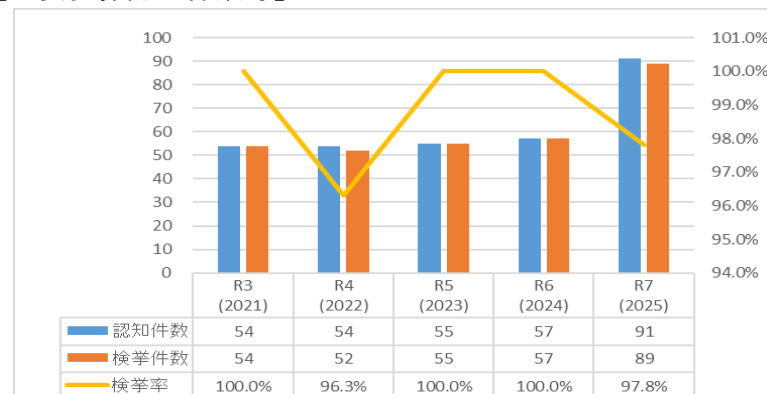
令和 8 (2026) 年度～ 1 2 (2030) 年度 (5 年間)

第 2 章 犯罪被害等の現状

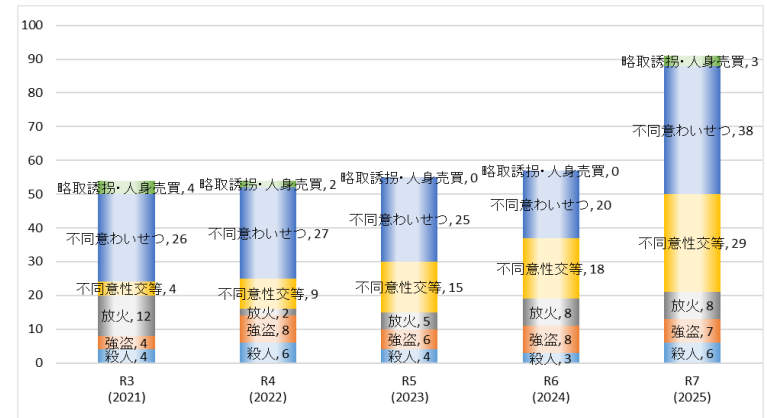
1 犯罪等の現状 (県内)

- (1) 全刑法犯 (2) 重要犯罪 (3) 主な罪種・窃盗手口別の認知件数
- (4) DV相談件数、児童虐待相談対応件数、ストーカー事案相談受理件数
- (5) 人身交通事故と死者数

【重要犯罪認知件数等】



【重要犯罪認知件数の内訳】



2 犯罪被害者等の置かれている状況

- (1) 直接的被害及び二次的被害 (2) 被害の潜在化

第 3 章 計画の基本的考え方

1 計画の目的

- (1) 犯罪被害者等の権利利益の保護
- (2) 県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現

2 計画の基本方針

- 《基本方針 1》 損害回復・経済的支援
《基本方針 2》 精神的・身体的被害の回復・防止
《基本方針 3》 支援等のための体制整備
《基本方針 4》 県民の理解の促進

第 4 章 具体的施策

基本方針 1 損害回復・経済的支援

1 経済的負担の軽減 (条例第 11 条関係)

- (1) 転居費用助成金の運用
- 新 (2) 日本司法支援センター (法テラス) との連携と情報提供
- 新 (3) 経済的支援、損害回復等に関する制度の情報提供
- (4) 交通事故被害者の救済
- (5) 暴力団犯罪等に係る被害回復アドバイザーによる支援
- (6) 犯罪被害給付制度の運用
- (7) 県警察における公費負担制度の運用
- (8) 性暴力被害者に対する医療費等の公費負担
- 新 (9) 犯罪被害者等に特化した各種支援制度の拡充
- 新 (10) 既存の支援制度、サービス等の運用・周知

- (1) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の推進

2 居住の安定 (条例第 14 条関係)

- (1) 転居費用助成金の運用 (再掲)
- (2) 犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅への優先入居制度等の運用
- (3) セーフティネット住宅の登録促進
- (4) DV被害者等の一時保護等

3 雇用の安定 (条例第 15 条関係)

- 新 (1) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進
- (2) 「労働ほっとライン」の周知及び助言

基本方針 2 精神的・身体的被害の回復・防止

1 心身に受けた影響からの回復 (条例第 12 条関係)

- 新 (1) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実
- 新 (2) こころの健康に関する相談
- (3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実
- (4) 被害少年に対する継続的支援の実施
- (5) 学校における犯罪被害者等への支援
- (6) 児童虐待の防止、早期発見に係る取組の推進
- (7) 性暴力被害者に対する医療費公費負担制度の運用 (一部再掲)
- (8) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実
- (9) 指定被害者支援要員制度の運用
- 新 (10) 被害者連絡制度の運用
- 新 (11) 被害者支援用装備の整備

2 安全の確保 (条例第 1 3 条関係)

- (1) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の提供
- (2) 更なる犯罪等による被害防止措置の推進
- (3) 犯罪被害者等が県外へ転出する際等における事案の引継ぎの徹底
- 新 (4) 犯罪被害者等に関する情報の保護
- (5) 児童虐待被害者の保護
- (6) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等
- (7) 障害者虐待の未然防止等
- (8) DV被害者等の一時保護等 (一部再掲)
- (9) 転居費用助成金の運用 (再掲)
- (10) 犯罪被害者等及びDV被害者に対する公営住宅への一時的入居
- (11) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知

基本方針 3 支援等のための体制整備

1 相談及び情報の提供等 (条例第 10 条関係)

- (1) 相談窓口の充実
- 新 (2) 市町における犯罪被害者等支援総合的対応窓口の機能強化
- 新 (3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実 (再掲)
- (4) 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援の充実 (一部再掲)

- (5) 犯罪被害者等早期援助団体等との連携協力
- (6) 指定被害者支援要員制度の運用 (再掲)
- (7) 被害者連絡制度の運用 (再掲)
- (8) 教育委員会と関係機関・団体との連携協力の充実
- (9) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する継続的支援等
- 新 (10) 「被害者手帳」を活用した情報提供等
- (11) 外国人からの相談への対応の充実
- (12) 高齢者虐待・障害者虐待防止に係る市町に対する助言等 (再掲)

2 民間犯罪被害者等支援団体に対する支援 (条例第 17 条関係)

- (1) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実
- (2) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供・指導
- (3) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」での意見集約

3 人材の育成 (条例第 18 条関係)

- 新 (1) 犯罪被害者等支援に携わる職員に対する支援
- (2) 県警察における職員研修の充実
- (3) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実
- (4) DV相談に携わる人材の育成
- (5) 性暴力被害者支援に携わる人材の育成
- (6) 交通事故被害者等の支援に資する人材の育成
- (7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催
- (8) 民間犯罪被害者等支援団体の活動への支援の充実 (一部再掲)
- (9) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催
- 新 (10) 犯罪被害者等支援に関連する機関・団体と連携した研修等の充実
- 新 (11) 多数の死傷者を伴う犯罪被害への対応

4 推進体制の整備 (条例第 19 条関係)

- (1) 「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」の開催
- (2) 「山口県犯罪被害者等支援推進協議会」の開催
- 新 (3) 多機関ワンストップサービス体制による支援の充実 (再掲)
- 新 (4) 日本司法支援センター (法テラス) との連携と情報提供 (再掲)
- (5) 「山口県被害者支援連絡協議会」の開催 (再掲)
- 新 (6) 犯罪被害者等支援業務のDX化
- 新 (7) 域内に住所を有しない犯罪被害者等への支援

基本方針 4 県民の理解の促進

1 犯罪被害理解促進期間 (条例第 16 条関係)

- 新 (1) 「犯罪被害理解促進期間」等における集中的な広報啓発活動の実施

2 年間を通じた広報啓発

- 新 (1) 広く県民を対象とした広報啓発活動の推進
- 新 (2) 事業者の犯罪被害者等への理解の促進 (再掲)
- (3) 犯罪被害者等の理解に向けた学校における人権教育の推進
- 新 (4) 「命の大切さを学ぶ教室」等の開催
- 新 (5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の推進
- 新 (6) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発活動の推進
- (7) ボランティアの育成を視野に入れた犯罪被害者等支援に関する公開講座の開催 (再掲)
- (8) 犯罪被害者等に関する情報の保護 (一部再掲)
- (9) 交通事故被害者や悲惨な交通事故の実態について理解を深める取組の推進
- (10) 多言語に対応した広報素材の作成・活用による周知 (一部再掲)

第 5 章 計画の進行管理

「山口県犯罪被害者等支援施策評価委員会」による進行管理